

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和40年12月から41年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年9月まで

平成20年3月に届いた「ねんきん特別便」により、申立期間が国民年金と厚生年金保険で重複していることに気づき、社会保険事務所に調査をお願いしたところ、申立期間の国民年金保険料は還付決定されたが、既に時効消滅となっていることから、保険料は還付できないと回答された。

しかしながら、私は当該期間の国民年金保険料の還付通知を受けたことや還付手続をした記憶が無い上、申立期間のうち昭和40年11月は、国民年金被保険者資格が喪失と記録されており、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、その月に資格を喪失しなければならない理由はない。

私は、申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付してきたはずなので、当該期間について、納付記録及び還付についての記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和40年10月31日に申立期間の国民年金保険料を前納していることが確認できるところ、当該期間の保険料は、42年12月12日に還付決定されたことが、社会保険事務所が保管する特殊台帳(マイクロフィルム)及び還付整理簿から確認できる。

しかしながら、国民年金保険料が還付決定されたとする申立期間のうち、昭和40年11月については、申立人は国民年金の資格喪失手続をした記憶が無い上、社会保険庁のオンライン記録でも、申立人が厚生年金保険被保険者資格を

取得したのは40年12月であることが確認できることから、当該月は、申立人は国民年金被保険者期間であり、国民年金資格を喪失の上、納付済みの保険料が還付されなければならない合理的な理由は無く、行政側の記録管理に誤りがあったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和40年12月から41年9月までの期間については、当該還付整理簿には「資格喪失」及び「時効消滅」の記載が見られるものの、還付請求書の通知年月日の記載が無いことから、申立人に対して還付請求書が送付されなかったことが考えられ、行政側の処理が適切に行われなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年12月から41年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から14年3月までの期間及び14年7月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から14年3月まで  
② 平成14年7月から16年6月まで

申立期間は、日本語が書けない妻に代わり、私が、私と妻の分の免除申請書に記載し、毎年提出していた。

申立期間について、妻は免除期間となっているのに、私だけが未納期間とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和63年12月に帰国した申立人の妻とは、申立人が入国した平成2年12月以前からA国において婚姻関係にあり、入国直後の3年1月から現在までその妻とは同居していると主張しているところ、申立人の外国人登録原票、その妻の戸籍の附票及びB市において申立人の妻が申立人と共に生活保護を支給されていた記録などにより、申立人とその妻は同居同一世帯とみなされていたと認められる。

また、申立人は、自ら生活保護の支給停止を申し出たとする平成5年6月24日ごろと、申立人の妻の生活保護が支給停止となった6年10月1日ごろに、それぞれB市C区役所の生活保護課で国民年金の手続と免除申請について説明を受け、そのまま同区役所の国民年金の窓口に行き手続をしたと供述しているところ、同課では、国民年金の被保険者である者が生活保護の支給停止となった場合には、国民年金の手続及び免除申請についての説明をしているとしており、申立人の供述と一致する。

さらに、申立人は、申立人の妻は日本語が書けないため、申立人が自分とその妻の国民年金保険料免除申請書に記載して毎年提出していたとしてい

るところ、申立期間について、その妻は申請免除期間となっており、申立人が申立人自身の免除申請をしないで、申立人の妻の分だけ免除申請していたとは考え難い上、D社会保険事務所では、「夫婦一緒に免除申請した場合、同一世帯であれば、妻が国民年金保険料免除の承認を受けていれば、夫についても承認されるはずである。」としている。

以上を踏まえると、申立人の妻の生活保護が支給停止となった平成6年10月以降のうち、その妻が申請免除となっている申立期間について、申立人は免除申請を行い、免除基準を満たしていたものと推認できる。

- 2 しかしながら、申立人について、社会保険庁及びB市は、申立人が生活保護を支給停止された後も法定免除の消滅処理を行わないまま、平成17年3月まで申立人の国民年金の全期間を法定免除期間としていたことが確認できるため、D社会保険事務所及びE社会保険事務局に、記録上法定免除となっている者が免除申請した場合、どのような処理が行われるか確認したところ、「免除申請したとしても法定免除が優先して認められるが、被保険者に法定免除について確認の上、申請免除の審査を行う。しかし、実際には確認せずに申請免除は処理不要とされ、法定免除のままとすることもあり、申請書も本人には必ずしも返却しない。」としていることから、申立人についても免除申請したものの、法定免除の状況について申立人に確認されないまま、その時点で申立人に付与されていた法定免除が優先され、申請免除については記録されずに処理が完結してしまったものと推認できる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1347

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 5 月まで

私は、国民年金の加入を両親に勧められたので、昭和 62 年 4 月ごろ A 市 B 区役所で国民年金に加入した。保険料は、自分で納付書により毎月 C 銀行（現在は、D 銀行）で納付していた。

領収書等の関係資料は所持していないが、国民年金保険料は間違いなく納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付済期間となっていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、申立人が短期間厚生年金保険の資格を喪失していた期間であり、申立期間の前後には多数の同様の期間がみられるが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが申立人の保管する国民年金保険料の領収書等により確認できることから、申立期間の保険料のみを未納のままにしておくことは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1348

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、A業などで何とか生計を立て、毎年の税金や国民健康保険料をはじめ公租公課はきちんと納めてきた。

国民年金に加入してからの保険料も遅滞なく納付しているはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入後の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金手帳記号番号の払出時点において、納付が可能な保険料を過年度納付していることから、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間は納付済期間である上、当時の申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、申立人が申立期間の3か月のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和49年12月27日）及び資格取得日（昭和50年4月15日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から49年7月1日まで  
② 昭和49年12月27日から50年4月14日まで

A社には、B大学に在学していた昭和43年4月からアルバイトとして勤務を開始した後、同学を退学した45年4月1日から51年11月20日に退職するまで、正職員として継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録においては、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は49年7月1日と記録されている上、49年12月27日から50年4月14日までの期間については、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間当時の給与明細書等は保管していないが、いずれの申立期間においても、間違いなくA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は同事業所において、昭和49年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の同年12月27日にこれを喪失し、50年4月15日に再度被保険者資格を取得しており、申立期間②に係る49年12月から50年3月までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業主は、「申立人は、申立期間②においても当社に継続して勤務していたはずであり、一度退職して再度入社したということは無かった。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚9人に照会したところ、回答が得られた5人のいずれもが「申立人は、申立期間②においても当該事業所に勤務していた。」と供述していること、及びこれら5人のうち3人が、事業主と同様に「申立期間②において、申立人が当該事業所を一度退社した後、再度入社したということは無かった。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が申立期間②において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び前述の同僚3人のいずれもが「申立人は、申立期間②においても当該事業所に継続して勤務していたので、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

さらに、前述の同僚3人のいずれもが「申立人は、申立期間②において正職員として勤務していたはずであり、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、当該同僚3人を含む申立人が名前を挙げた同僚9人全員が、申立期間②においても厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社における複数の厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者は4人いるが、このうち二人は、同事業所における厚生年金保険の未加入期間について、異なる事業所で同保険に加入していることが確認できる上、残る二人のうち一人が「当該事業所には一度退社した後に再入社している。」と供述していること、及び他の一人はその所在を特定することができず回答が得られないことから、申立期間②当時、当該事業所において、継続して勤務している期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、被保険者名簿により、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失に係る届出は昭和50年1月30日に行われていること、及び被保険者資格の取得に係る届出は同年4月18日に行われていることがそれぞれ確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人の49年12

月から50年3月までの期間における保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人から提出された申立期間①当時に撮影されたことが確認できる写真の写し、事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないが、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「大学に進学した昭和43年4月からアルバイト職員として勤務していたが、大学2年生であった45年に大学を退学し、同年4月1日からは正職員となり、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と供述しているところ、B大学が発行した在学証明書により、申立人はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和49年7月1日の直前である同年3月31日が退学日であることが確認でき、申立人の申立内容とは符合しない。

また、事業主は「申立人は、申立期間①においてアルバイト職員として勤務していたはずである。当社では、正職員についてのみ厚生年金保険に加入しており、アルバイト職員については同保険に加入していなかった。アルバイト職員であれば、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚10人に照会し6人から回答が得られた結果においても、このうち4人が同様に「申立人は、申立期間①においてアルバイト職員として勤務していたはずであり、厚生年金保険の適用については、正職員のみが加入し、アルバイト職員は加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、前述の同僚6人のうち、A社にアルバイト職員として勤務していた申立人の兄についても、申立人と同様に、申立期間①に係る当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該申立人の兄は「私は、アルバイト職員として勤務していたので、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無い。」と供述していること、及び残る5人のうち2人についても、同様に「アルバイト職員であれば、給与から厚生年金保険料が控除されていないはずである。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が申立期間①において、当該事業所に正職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間①において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA県B局に係る申立期間①における資格取得日は昭和45年7月1日、資格喪失日は46年5月1日であること、申立期間②における資格取得日は48年6月11日、資格喪失日は49年4月1日であること、申立期間③における資格取得日は49年5月20日、資格喪失日は50年4月1日であることがそれぞれ認められることから、各申立期間に係る資格の取得日及び喪失日を訂正することが必要である。

なお、各申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は3万9,000円、申立期間③のうち昭和49年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から50年3月までは4万5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月1日から46年5月1日まで  
② 昭和48年6月11日から49年4月1日まで  
③ 昭和49年5月20日から50年4月1日まで

A県B局には、昭和44年から50年までの7年間において、毎年10か月以内の雇用契約期間を定めた臨時職員として勤務していたが、当該事業所からの要請により、各申立期間については友人の名前を借りて勤務したところ、各申立期間に係る厚生年金保険の加入記録のいずれもが友人の加入記録とされているので、各申立期間について、私の加入記録へと訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係るA県B局において、各申立期間を含む昭和44年から50年までの7年間に毎年10か月以内の雇用契約期間を定めた臨時職員として勤務していたと主張しているところ、同期間のうち各申立期間を除く期間は、厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録のいずれにおいても、申立人の主張と符合する10か月以内の加入記録を確認することができる。

また、申立人は「各申立期間は、事業所の事情により自分の名前で勤務することができなかったことから、申立期間①については「C」の名前で、申立期間②については「D」の名前で、申立期間③については「E」の名前で申立て

に係るA県B局に勤務していた。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録により、申立人が各申立期間に名前を借りていたとするこれらの友人3人の名前において、各申立期間と符合する厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

さらに、申立人に名前を貸していたとする前述の友人3人全員から、申立人に名前を貸していた事実を認める旨が記載された「名義貸しに係る申立書」が提出されており、i) 当該友人3人のいずれもが「申立期間はA県B局で勤務しておらず、当然に給与の支払いを受けたことも無いので、同局に係る厚生年金保険の加入記録は、私の記録ではなく、申立人の加入記録である。」と供述していること、ii) A県B局における当該友人3人の厚生年金保険の加入記録は、いずれも未統合記録となっていること、iii) 当該友人3人のいずれもが「A県B局において、自分の名前で厚生年金保険に加入していることは知らなかった。」と供述しているところ、これら3人のうち二人は、申立期間において国民年金被保険者として国民年金保険料を納付しており、このうち一人については申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が国民年金の保険料納付済期間へと訂正された上で年金裁定請求が行われていること、iv) 各申立期間当時の同僚は「臨時職員は、契約の関係により継続して勤務することができなかつたため、申立人には友人の名前を借りて勤務してもらっていた。申立人は、各申立期間においても間違いなく勤務しており、申立人以外に臨時職員はおらず、申立人が名前を借りていた友人3人が勤務していたということも無い。」と供述していることを併せて判断すると、各申立期間における厚生年金保険の加入記録は、申立人に名前を貸していた友人3人の加入記録とされているものの、各申立期間のいずれにおいても、実際にA県B局で勤務し、同局から給与が支給されていたのは申立人であるものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①は「C」の名前を使用し、申立期間②は「D」の名前を使用し、申立期間③については「E」の名前を使用してA県B局に勤務し、各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、「C」に係る同局における厚生年金保険の被保険者記録(厚年手番\*)、「D」に係る同局における厚生年金保険の被保険者記録(厚年手番\*)、「E」に係る同局における厚生年金保険の被保険者記録(厚年手番\*)のそれぞれについて、申立人の加入記録へと訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は「C」におけるA県B局に係る社会保険事務所の記録から2万2,000円、申立期間②は「D」における同記録から3万9,000円、申立期間③は「E」における同記録から、昭和49年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から50年3月までは4万5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和39年9月1日）及び資格取得日（昭和40年1月6日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から40年1月6日まで  
② 昭和51年3月31日から同年8月1日まで

申立期間①については、A社（現在はB社）に勤務していた期間であり、一度も退職したことは無いのに、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が抜けているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、B社の子会社であるC社に勤務していた期間であり、B社からC社に移っても、勤務が途切れたことは無いのに当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社（整理記号は\*）は、所在地を移転したことによって昭和39年9月1日にいったん厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったが、同日付けで再度厚生年金保険の適用事業所になり（整理記号は\*）、申立人は、当該事業所において同年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失後、40年1月6日に当該事業所において再度資格を取得しており、39年9月1日から40年1月6日までの申立期間①の被保険者記録が無いことが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所がいったん厚

生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 39 年 9 月 1 日において、申立人を含む 44 人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同日付けで申立人を除く 43 人が再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、被保険者資格取得日が昭和 39 年 5 月 16 日、離職日が 51 年 3 月 30 日となっており、申立人は、申立期間①において当該事業所で継続して勤務していたことが確認できる上、申立人の同僚も「申立期間①に退職した社員はおらず、昭和 39 年 9 月 1 日に移転した時も社員全員がそろっていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、B 社では「A 社が申立期間①当時の申立人に係る厚生年金保険関係の書類を保管していたのでそれを確認したが、なぜ、申立人だけ昭和 39 年 9 月 1 日に被保険者資格喪失届の提出と同時に同資格取得届を提出しなかったのか、当時の状況を知っている社員はおらず、他に資料も見当たらないため不明である。」と供述している。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 39 年 8 月及び 40 年 1 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 B 社、C 社からの回答及び複数の同僚の供述から判断して、申立人が申立期間②に勤務していたとする C 社は B 社の子会社であり、両事業所は同一敷地内の同一建物の中に所在していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 51 年 3 月 30 日に B 社を離職した後、同年 6 月 1 日に C 社において被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間②のうち同年 3 月 31 日から同年 5 月 31 日までの期間については加入記録が無い。

また、C 社から提出のあった申立人に係る給与支払内訳明細(写し)によ

り、申立期間②のうち、昭和51年5月1日から同年7月31日までの期間については、申立人の月額給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、B社及びC社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）及び同被保険者資格取得確認通知書（写し）により、申立人を含む4人の被保険者が昭和51年3月31日にB社において被保険者資格を喪失し、この4人全員が同年8月1日にC社において被保険者資格を取得していることが確認でき（昭和51年8月1日は、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日。）、社会保険庁のオンライン記録により確認できるこれら4人の両事業所における被保険者資格の喪失記録及び取得記録と一致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1523

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成8年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年9月から8年1月までの標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月30日から14年7月31日まで

A社に勤務していたが、事業所の業績悪化に伴い平成8年に社長から「社会保険事務所に健康保険証を返さなければならないので、返してほしい。」と言われ、健康保険証を返した。社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の資格喪失日が6年9月30日となっているが、実際は14年7月に退職している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び当時の事業主の供述から判断すると、A社における申立人の退職時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録には、当初、申立人の申立期間のうち平成6年10月及び7年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が記載されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年9月30日）に関する処理がなされた日である8年4月2日において、さかのぼって取り消された上、同日に厚生年金保険の被保険者資格喪失日を6年9月30日とする処理が行われているほか、健康保険被保険者証の返還記録も8年4月24日となっている記録を確認できる。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の処理は、申立人以外にも複数の

従業員に対して行われており、一人が申立人と同様の資格喪失の処理が行われている上、平成6年11月に入社した者については、8年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格取消処理がされているが、このように厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に資格の喪失及び取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、当時の事業主に照会したところ、「書類は何も残っていないが、申立期間当時は社会保険料の滞納があり、さかのぼって社会保険の資格を打ち切られた。資格を打ち切られた後は保険料を控除していない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「平成8年1月に社長から『これ以上社会保険料を支払っていけないので、今月いっぱい健康保険被保険者証を返してほしい。』と言われたので、同被保険者証を返し、8年2月から国民健康保険と国民年金に加入した。私は会社がつぶれる15年2月まで勤務していたが、申立人の退職時期については私が退職する1年から2年前ぐらいだと思うが詳しい時期ははっきりとしない。また、社会保険を打ち切られた後、給与から保険料が控除されていたということは無い。」と供述しており、当該同僚が所持する源泉徴収票等において平成8年1月まで保険料控除の実態があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日については、当該同僚の保険料控除の実態があったと確認できる8年2月1日であると認められる。

また、平成6年9月から8年1月までの標準報酬月額については、申立人の当該事業所における6年8月の社会保険庁のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年2月1日から14年7月31日までの期間については、上述の当時の事業主及び同僚の供述において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は無い。

また、申立人も、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（昭和27年4月にC社B事業所に名称変更）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和26年11月1日から27年7月10日までの期間について、申立人のB事業所D部における資格取得日は、26年11月1日、資格喪失日は、27年7月10日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月31日から27年7月10日まで  
昭和19年10月、A社B事業所に入社し、30年10月まで勤務した。  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。

年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和26年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人が所持しているC社B事業所の勤続表彰状の写しから判断すると、申立人は、A社B事業所に継続して勤務し（昭和26年11月1日にA社B事業所からB事業所D部へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和26年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和37年12月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を26年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る26年10月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和26年11月1日から27年7月10日までの期間について、社会保険事務所が保管するB事業所D部の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で厚生年金保険記号番号の一部が異なる者（申立人の記号番号は「\*」、同姓同名の者の記号番号は「\*」）が、当該事業所において26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年7月10日に同被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

この申立人と同姓同名の者の記録は、申立人と生年月日、性別及び種別が一致することから、申立人の記録であると認められる。

また、当該記録は、社会保険庁のオンライン記録に反映されていない上、申立人は当初、当該期間に係る事業所をA社B事業所として申し立てていたため、申立人から年金記録の照会を受けた社会保険事務所では、B事業所D部に係る当該記録を確認することができなかったことから、申立人の基礎年金番号に未統合となっていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は厚生年金保険被保険者の資格を昭和26年11月1日に取得し、27年7月10日に同資格を喪失した旨を、社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人のB事業所D部における厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社（現在は、C社）における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和44年2月11日）及び資格取得日（昭和44年5月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和47年5月10日）及び資格取得日（昭和47年11月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を、昭和47年5月から同年9月までは2万円、同年10月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月11日から同年5月1日まで  
② 昭和47年5月10日から同年11月1日まで

昭和41年ごろ、A社に採用となり、平成6年10月末までD業務担当として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答があった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支社において昭和42年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年2月11日に同資格を喪失後、同年5月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年2月から同年4月までの申立期間①の被保険者記録が無く、また、同社において47年

5月10日に同資格を喪失し、同年11月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年5月から同年10月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持する同社の「3年勤続表彰状」の写し及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①及び②において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①について、当時の事務担当者は、「申立人は、当時、E施設においてD業務担当として勤務していたが、申立期間①の前後において業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、複数の同僚が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日(昭和44年2月11日)に資格を喪失し、後日、同社において同日付けで被保険者資格を再取得していることが確認でき、同社の申立期間①に係る事務処理に誤りがあった状況がうかがえる上、同社F支店では、「申立期間①及び②当時は、8時間勤務者は、全員、厚生年金保険に加入させていた。申立人の場合、当社に約28年間も勤務し、その間、3か月及び6か月と2度にわたり、厚生年金保険に加入していない期間があるとのことであるが、不自然であり何かの手違いがあったと思われる。」と供述している。

加えて、申立期間②について、当時、申立人がD業務を担当していたとするE施設で一緒に勤務していたとする同僚は、「当時、私と申立人とほか同僚一人の計3人がE施設のD業務担当として勤務していた。この3人が一緒に勤務していた期間においては、シフトが変わらなかったことから、申立人は、申立期間②の前後で業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述している上、社会保険事務所の記録から、申立人を除いたこれら同僚二人は、いずれも申立期間②において厚生年金保険の被保険者としての記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和44年5月の社会保険事務所の記録及び同職種の同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における47年4月及び同年11月の社会保険事務所の記録並びに同職種の同僚の記録から、47年5月から同年9月までは2万円、同年10月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無いことから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年2月から同年4月までの期間及び47年5月から同年10月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年2月21日）及び資格取得日（昭和47年8月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和45年2月から同年9月までは2万6,000円、45年10月から同年12月までは7万6,000円、46年1月から同年9月までは6万円、46年10月から47年7月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月21日から47年8月21日まで  
昭和44年9月にA社に入社し、平成16年5月に同社を退職するまで、B業務担当の社員として勤務した。  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和45年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年2月21日に資格を喪失後、47年8月21日に同社において再度資格を取得しており、45年2月21日から47年8月21日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持している申立期間に係る同社C営業所の「月次販売会議議案書」の写し、同社本社の「永年勤続表彰状」の写し及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、同社C営業所長であった同僚二人からは、「当時、同

社C営業所では、社員全員を厚生年金保険に加入させていた。申立人は、業務成績が常にトップクラスの社員であった。申立人は、私が勤務している期間、途中退社したことは無く、身分も採用当初から正社員であり、申立期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」との供述があった上、当該同僚は厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、同社C営業所では、社員就業規程により「社会保険の加入は、入社3か月後とする。」とされているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得は、申立人が入社したとする時期の約3か月後となっており、同社C営業所では、社員就業規程どおりの取扱いを行っていたことが確認できる。

加えて、先述の同社C営業所長であった同僚二人は、いずれも「当時、一度取得した厚生年金保険の被保険者資格を退職していないにもかかわらず、喪失させるという話は、聞いたことが無く、そのような取扱いは認めていなかった。」と供述している。

その上、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいたが、その者は、一度退職し、再入社したと供述していることから、当時、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同期の同僚の当該事業所に係る昭和45年2月から47年7月までの社会保険事務所の記録により、45年2月から同年9月までは2万6,000円、45年10月から同年12月までは7万6,000円、46年1月から同年9月までは6万円、46年10月から47年7月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無いことから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年2月から47年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月26日、資格喪失日は20年8月19日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月26日から20年8月19日まで

B学校（現在は、C高校）D科に在学中に学徒動員令により昭和19年10月26日からE市内のA社に勤務した。一緒に勤務し、一緒に復学した級友には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のB学校D科の級友で、一緒にA社に勤務していた複数の同僚の供述及び同校が保管している勤労働員日誌から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が一緒に勤務していたという38人（申立人を含む。）のうち30人が、昭和19年10月26日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録が確認できた30人のうち、14人については、社会保険庁のオンライン記録においては、その加入記録を確認することができず、さらに、そのうち13人については、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳においても、資格喪失日が記載されていない。

一方、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿については、昭和20年のF県庁仮庁舎の火災により、焼失していること、前述

の 30 人に係る厚生年金保険被保険者台帳も復元されたものであることから、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（昭和 20 年 6 月以降、戦災を避ける目的で社会保険庁から地方に移管されていた。）も焼失した可能性が高い。

なお、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、勤労働員学徒は、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しないとされているが、本事案のような場合に、勤労働員学徒であるとの理由で厚生年金保険被保険者資格を認めないとするのは適当でないと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 19 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係る A 社における昭和 19 年 10 月の社会保険事務所の記録により、30 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、同社D工場における資格取得日に係る記録を45年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月12日から同年6月1日まで

昭和45年5月1日付けでA社C工場から、同社D工場へ異動したが、厚生年金保険被保険者記録では、同年5月12日付け同社C工場資格喪失、同年6月1日付けD工場資格取得となっている。

工場間を異動しただけであり、退職した覚えも事実も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年5月1日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社では、昭和45年6月1日に、組合管掌に編入するとともに社会保険の手続を本社一括で行うこととし、同社D工場は同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることか

ら、申立人については、本来、同年5月1日に同社D工場において被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失した旨の届出を行う必要があり、社会保険事務所が、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金に20歳から加入し、その保険料は父親が納付してきてくれたはずである。父親はまじめな性格なので、申立期間の保険料も納付してきてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付等に一切関与しておらず、申立人がその保険料を納付してきてくれたとする、その父親は既に他界しているため、申立人の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、その父親、母親及び申立期間当時同居していた申立人の弟についても、申立期間に係る国民年金保険料はいずれも未納になっている上、申立期間直後の昭和52年度分の保険料については、申立人を含む4人がいずれも翌年度以降に納付しており、申立期間に近接する時期においても未納が生じていたことがうかがえる。

さらに、申立人の母親は「私が結婚した時から主人はA業を営んでおり、支払に関することは一切主人が行っていた。国民年金に関することも、すべて主人が行っていたため、私は全く分からない。」と供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年6月まで

私は、会社を辞めた昭和53年1月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料は、毎月同区役所又は郵便局で納付していたことを記憶しているので、申立期間の保険料について納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社を退職した昭和53年1月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録から、申立期間当時、申立人に対し当該手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、申立人が昭和53年7月に就職したD社を退職し国民年金に加入する平成12年7月ごろの時点で、さかのぼって取得されたものであることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金に加入した時期、場所及び申立期間の保険料を納付した方法、場所について記憶が明確でないと供述している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1351

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から9年3月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入したが、申立期間のうち、平成7年6月から8年6月までの13か月間は、当時勤務していたA社が私の国民年金保険料を納付してくれており、これ以外の期間については、将来のことを考えて自分で保険料を納付していたはずなので、いずれも未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁のオンライン記録から、平成9年1月に基礎年金番号が導入された直後の同年6月に、申立人がB社に入社し、厚生年金保険被保険者資格を取得した際にC社会保険事務所から払い出されたものであり、同手帳記号番号の払出しと同時に、申立人が20歳に到達した7年\*月の時点までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されたものと推認でき、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

また、申立人が申立期間当時在住していたD市（現在は、E市）では、国民年金被保険者の記録管理を平成9年4月から電算記録に改めたとして、以後、紙台帳を作成していないことから、電算記録のみの被保険者については、同年4月以降に国民年金に加入した可能性が高いとしている。申立人には、電算記録のみが存在していることから、申立期間当時に加入手続が行われたとはみられない上、同市の電算記録でも、申立期間は社会保険庁のオンライン記録と同様に未納期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間のうち平成7年6月から8年6月までの13か月間に係る国民年金保険料について、当時勤務していたA社が納付してくれていたと主張しているが、当該事業所の社長は、そのような事実は無いとしている上、申立人には、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶も無い。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年8月まで

私は、平成3年6月にA省B局を退職後、在職時の年金事務担当者の助言により、同年6月20日に国民年金の加入手続を行った。

その際に受け取った納付書により、C銀行D支店で6月の保険料として現金9,000円を納付したが、申立期間は未加入期間となっており納付記録が無い。

保管する日記帳の記載内容から、申立期間の納付記録が欠落していると思うので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A省B局を退職後、自分の共済組合から国民年金への切替手続と併せ、その妻の国民年金の種別変更手続をE市F区役所で行い、申立期間について、保険料を納付したと述べているところ、申立人が所持している妻の国民年金保険料領収書から、国民年金の第1号被保険者として平成3年6月20日に同年6月の保険料9,000円が納付されていることが確認できる。

また、申立人が所持していた平成3年6月20日の日記帳には、当日に国民年金手続をし、保険料9,000円を納付した旨の記載がある。

しかしながら、申立人について国民年金手帳記号番号の払出しが確認できない上、E市の被保険者名簿も該当が無く、申立人自身も国民年金手帳交付の記憶が不明であり、ほかに国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する日記帳には、国民年金手続及び9,000円納付と記載されているものの、国民年金手続については、その妻の第3号被保険者から第1号被保険者の切替手続と一致し、9,000円納付については、二人分の金額

ではなく、妻の国民年金保険料領収書の金額と一致することから、妻の国民年金の種別変更手続及び保険料納付を記載したものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月、同年8月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月及び同年8月  
② 平成15年10月

私は、年金額を増額するため、60歳から国民年金に任意加入した。

申立期間①及び②の保険料は、実家の近くにあるA郡B町のC郵便局又は自宅の近くにあるD銀行E支店又はF郵便局で現金で納付したが、いずれも納付記録に反映されていない。

間違いなく保険料を納付したにもかかわらず、このような結果になっていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料をC郵便局、F郵便局又はD銀行E支店で、毎月月末に納付したと主張しているため、G銀行H支店及びD銀行E支店に照会したところ、納付済期間である平成15年9月の保険料については、17年10月25日にC郵便局で納付していることが確認できるが、申立期間については保険料の納付事実を確認できなかった。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月4日から同年4月1日まで  
② 昭和45年8月から46年3月まで  
③ 昭和47年8月15日から同年10月1日まで  
④ 昭和54年1月から56年4月まで

申立期間①については、昭和45年1月4日からA社に、申立期間③については、47年8月15日からB社にそれぞれ勤務していたが、社会保険事務所の記録では、資格取得日が入社日と異なっているので、訂正してほしい。

また、申立期間②については、C社（現在は、D社）に、申立期間④については、B社にそれぞれ勤務していたが、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額よりも高い報酬を受け取っていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から判断すると、勤務開始の時期は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和50年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、平成元年12月3日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主に照会したところ、「当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険の適用状況については分からない。」との回答があり、申立期間①について厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認する

ことはできない。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる8人に照会し、3人から回答が得られたものの、申立人の当該事業所における勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できるような供述は得られなかった。

さらに、上述の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日は昭和45年4月1日と記載されており、その記載に訂正等はなく、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない上、厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人の厚生年金保険記号番号は当該事業所において同日に資格取得したことが記載されている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間③については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していないが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を保管しており、これによれば、申立人の資格取得日は昭和47年10月1日と記載されている。」と回答しており、雇用保険においても、申立人は同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる22人に照会し、13人から回答が得られたところ、そのうち一人は、「申立期間当時、E業務担当の職員は、入社後、2か月から3か月間は、アルバイトで勤務し、その後正社員に切り替わっていた。正社員になってから、厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しており、別の一人は、「申立人は、当初は正社員ではなかったが、途中で正社員になった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の資格取得日は昭和47年10月1日と記載されており、その記載に訂正等はなく、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間①及び③において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い一方で、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間②については、社会保険事務所の記録により、C社は昭和58年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、商業登記簿謄本により、申立期間当時及び現在の代表取締役等に照会したところ、「申立期間当時、経理等を担当していた取締役は、現在、病気療養中であるとともに、申立期間当時の資料は残っていないので不明。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の標準報酬月額は3万9,000円と記載されており、その記載に訂正等はなく、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和45年8月1日であるところ、社会保険事務所の記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の前後10人について標準報酬月額を確認したところ、申立人と年齢は異なるものの、2万2,000円から3万3,000円までの記録であり、申立人の標準報酬月額が著しく低い状況も見受けられない。

加えて、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間前後において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる11人に照会し4人から回答が得られ、そのうちの一人が保管していた昭和47年12月及び48年2月の給与明細書を確認したところ、給与明細書に記載されている総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所において記録している標準報酬月額は一致している。

- 5 申立期間④については、B社に照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していないことから、申立人の保険料控除額については確認できないが、昭和53年7月、54年7月及び55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を保管しており、これによれば、申立人について、53年から55年までの期間について、4月の昇給による標準報酬の改定の届出が行われていることが確認できる。」と回答しており、その記録は、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している上、その記載に訂正等はなく、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、上述の申立期間③と同様に申立期間当時の同僚に照会したところ、申立人と同じ業務を担当していた同僚は、「申立人は、私よりも少し後に入社し、同じ業務を担当していた。私の標準報酬月額の記録については、当時の給与月額と概ね一致している。」と供述しており、この同僚の社会保険事務所の標準報酬月額の推移は、申立人の標準報酬月額の推移とおおむね一致して

いることに加えて、複数の同僚が、「申立期間当時の会社の経営状態は良く、自身の標準報酬月額については不自然な記録ではないと思う。」と供述している。

- 6 このほか、申立人の申立期間②及び④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 48 年 12 月から 49 年 12 月 31 日まで  
③ 昭和 50 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
④ 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 5 月 31 日まで

申立期間①については、姉の紹介によりA社に勤めた。

申立期間②については、B市にあったC社に期間雇用として勤め、途中で妻を呼び寄せて同社と一緒に勤務したが、妻には同社において厚生年金保険の加入の記録があるのに私には加入記録が無い。

申立期間③については、D社が所有するE船に兄と一緒に乗り、F業務に従事した。

申立期間④については、G社の下請会社であったH社からI事業を請け負っていたJ社という会社で勤務した。

これらの期間における年金記録を確認したところ、いずれの期間においても厚生年金保険及び船員保険に加入していた記録が無かった。勤務していた証拠として勤務していた時の写真を提出するので、すべての申立期間において厚生年金保険及び船員保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 10 月 1 日であり、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者5人を抽出し、申立期間①における公的年金の被保険者資格の取得記録を社会保険庁のオンライン記録から確認したところ、一人は当該事業所以外の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、二人は国民年金に加入していたが未納と記録されていること、及び残りの二人は国民年金を含む公的年金の被保険者資格を取得していた記録が無いことが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点から同保険の適用事業所に該当しなくなった昭和53年8月31日までの期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者二人に申立期間①当時の状況を照会したところ、回答があったのは一人であり、この者からは申立人の申立期間①における勤務状況等についての具体的な供述を得ることができなかつた上、同人は、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和53年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿からも申立期間①当時における元事業主の所在が確認できないため、申立期間①当時における申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

2 申立期間②について、申立人と一緒にC社B工場勤務していたとする申立人の妻には当該事業所において厚生年金保険被保険者資格取得記録(昭和49年3月25日から同年8月31日まで)があること、及び申立人の上司からは申立人の当該事業所における具体的な職務内容に関する供述があることから判断すると、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所に期間雇用者として入社したと供述しているところ、当該事業所では「雇用形態の区分に関係なく、従業員は、全員、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と供述しているものの、「期間雇用者に関する申立期間②当時の資料は既に廃棄しており、健康保険組合における記録も確認したが、申立期間②当時の記録は既に廃棄しているとのことであったため、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が、申立期間②当時に当該事業所で一緒に勤務していたとす

る期間雇用者4人のうち、3人は特定することができず、申立期間②当時の状況を確認することができなかつた上、所在が特定できた一人からも回答を得ることができなかつたため、申立人の申立期間②当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、上述の所在が特定できた同僚は、申立期間②の後である昭和51年9月21日から56年2月21日まで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立期間②においては被保険者資格の取得記録が無いことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答があったが、申立期間②における当該事業所の期間雇用者に対する厚生年金保険の適用に関する具体的な供述を得ることはできなかつた。

加えて、申立人に、申立期間②における雇用保険の加入記録は無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間②に申立人の名前は無く、一方、同名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は「D社が所有する小型船に乗り、7人ほどでF業務を行った。」と供述しているところ、i) 当該事業所及びK社は「乗務員が7人程度の船は、総トン数が10トン未満であると考えられ、申立期間③当時、F業務を行う総トン数が10トン未満の船は船員保険の適用ではなかつた。」と供述していること、ii) 船員法の一部を改正する法律(昭和45年法律第58号)を受けて昭和46年1月1日に施行された船員法第1条第1項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令(昭和45年政令第346号)により、L海域でF業務を操業する総トン数10トン以上の船については船員保険の適用となったこと、iii) 社会保険事務所が保管する船舶所有者別被保険者名簿及びK社の供述から、申立人が乗船したとする船舶名がE船の小型船は、当該事業所の取締役であるMを船舶所有者とする「\*E船」しかなく、同船は51年4月16日に船員保険の適用事業所となったものの、申立期間③当時は船員保険の適用事業所に該当していなかつたことが確認できる。

また、申立人が一緒に乗船したとするその兄は「申立期間③当時、弟と一緒に船に乗ったが、船員保険には加入していなかつたと思う。」と供述して

おり、同人は、申立期間③のほとんどである昭和 50 年 5 月 1 日から同年 12 月 5 日まで、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶所有者別被保険者名簿から、申立期間③において、当該事業所を船舶所有者とする E 船と称した漁船は「K 丸」が唯一船員保険の適用船舶であることが確認できるが、同船の総トン数は 59.87 トンであり、同船に係る同名簿の中に申立人、申立人が記憶するその兄及び同僚の名前は記載されておらず、一方、同名簿に整理番号の欠番も見当たらないことから、同船において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、当該事業所では、申立人の申立期間③における船員保険の適用状況等について「当時の資料は保管されておらず、不明である。」と供述していることから、申立期間③当時の申立人の船員保険の適用状況等について確認することができない。

その上、申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立期間③について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人に船員保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 4 申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、J 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 8 月 1 日であり、申立期間④当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所の事業主の妻によると、「申立期間④当時に申立人が当社に勤務していたか否かについては分からないが、当時は個人事業所であったため、従業員に対しては国民年金及び国民健康保険に加入するよう指導していた。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所の事業主及びその妻は、申立期間④において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間④当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚に関する記憶があいまいであるため、同僚の特定を行うことができず、申立期間④当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人に、申立期間④における雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として、すべての申立期

間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1531

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで  
昭和 42 年 10 月 25 日から 43 年 6 月 30 日までの期間、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の加入期間は 42 年 10 月 25 日から 43 年 3 月 1 日までとなっている。  
申立期間について、C 職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社に照会したところ、「申立人の名前は記憶にあるが、当時の書類は既に廃棄されており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。また、当社は、申立期間において雇用保険の適用事業所とはなっておらず、雇用保険には加入していない。」と回答しており、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の加入記録は無く、申立人の勤務実態について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができず、社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 6 人のうち生存及び連絡先が判明した 5 人に照会したところ、回答があった 5 人のうち二人は申立人を記憶していたが、いずれも「勤務していた期間については分からない。」と供述しており、申立人の当該事業所での退職時期及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 25 日から 32 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 9 月から 33 年 6 月まで  
③ 昭和 34 年 2 月から 36 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

申立期間①及び②については、A社に勤務しており、失業保険被保険者離職票において雇用保険の加入期間は昭和 31 年 9 月 25 日から 32 年 6 月 10 日までとなっている。

申立期間③については、B社C出張所に昭和 34 年 2 月から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 36 年 2 月 1 日となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①及び②のA社について、申立人の失業保険被保険者離職票の被保険者記録から、申立人は、昭和 31 年 9 月 25 日から 32 年 6 月 10 日までの期間について当該事業所において勤務していたと認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 16 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主に照会したところ、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の関係資料が残されておらず、申立人の雇用実態及び厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と回答している。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②当時に厚生年金保険の被保険者として記録が

確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した6人に照会したところ、回答があった6人のうち二人が申立人のことを記憶していたが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況については確認できない上、上述の同僚から名前の挙がった、申立期間当時に社会保険事務担当であったとする者は既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、当該事業所において昭和32年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月10日に資格を喪失した後、33年9月24日に同社において再度資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人はA社において昭和32年4月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

- 2 申立期間③について、同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がB社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の会社関係者の消息が不明であることから、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所の本社であるB社に照会したところ、「雇用関係書類及び厚生年金保険関係書類が保存されていないため、申立人の申立てに係る厚生年金保険の資格の得喪についての届出を行ったか、厚生年金保険料を納付したかについて、いずれも不明である。」と回答している。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した10人に照会したところ、回答があった7人のうち一人が申立人のことを記憶していたが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について、昭和36年2月1日に厚生年金保険の資格取得及び同年2月26日に資格喪失と記載されており、申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

- 3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 12 月までの期間、A 社で B 職として C 業務を担当していた。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和 54 年 4 月 2 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 55 年 2 月 5 日から同年 11 月 30 日までの期間について、A 社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の関係資料が残っておらず、確認できない。」との回答であり、申立人の両申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 13 人のうち 6 人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、他の二人は申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できず、残る 5 人は当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、上述の同僚 13 人のうち生存及び連絡先が判明した 5 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうち申立期間において厚生年金保険の加入記録がある二人は、いずれも「申立人と一緒に勤務していたが、勤務していた期間については分からない。また、申立人の厚生年金保険の適用状況についても分からない。」と供述している上、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の加入記録が無い一人は、「A 社で申立人と一緒に勤務していた。正職員は厚生年金保険に加入していたが、期間雇用の者は厚生年金保険に加入させて

もらえず、自分は期間雇用であったので、昭和52年12月から56年3月までの期間は国民健康保険に加入していた。申立人も期間雇用であったので、自分と同じ雇用条件であった。」と供述しており、同じく加入記録の無い他の一人は、「申立人とは昭和54年4月から同年12月までの期間及び55年4月から同年12月までの期間、一緒に勤務していた。自分もその期間の厚生年金保険の加入記録が抜けており、当時、一緒に働いていた同僚も「厚生年金保険に加入していなかった。」と言っている。当時は、自分も申立人も期間雇用者としての雇用条件で入社しており、冬期間は失業保険を受給していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録により、上述二人の当該事業所での厚生年金保険の加入記録は昭和56年4月から確認できることを踏まえると、申立期間当時については、事業主が何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、両申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 21 日から 37 年 1 月 16 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであると言われた。私は、退職後すぐにA市に転居しており、脱退手当金はもらっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 1 月の前後 2 年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する 19 人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、16 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 12 人は資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 4 月 13 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、同年 3 月 14 日に脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していな

いことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 ごろまで  
③ 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで

申立期間①及び②については、昭和 58 年 5 月から 60 年 4 月 ごろまで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険の資格記録によると、59 年 4 月 1 日資格取得で同年 6 月 1 日資格喪失となっており、申立期間の記録が欠落している。

申立期間③については、B 社（現在は、C 社）に勤務していた。

申立期間④については、D 社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社が保管する社会保険被保険者台帳によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和 59 年 4 月 1 日と記載されており、社会保険事務所の記録により確認できる当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致する。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分が当該事業所に入社（昭和 59 年 1 月 1 日資格取得）する以前から申立人は当該事業所に勤務していた。」と述べているが、申立人の厚生年金保険加入状況については確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者 9 人に照会し、回答があった 3 人全員が、「申立人の名前は聞いたことが無い。」と述べており、

このうちの二人は、「当該事業所に入社し、E資格試験に合格した後に正社員になった。それまでの数か月間は試用期間であり厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べており、当該事業所も、「当時E業務担当職員は、採用後3か月程度は試用期間があり、その間は正社員ではないので厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

その上、申立期間①における雇用保険の被保険者記録は無い上、給与から保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立期間①の一部である昭和58年5月2日から同年9月27日までは、C社が保管する人事記録により、申立人が同社に在籍していることが確認できる上、社会保険事務所の記録から、同年9月1日から同月28日まで、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間②当時にA社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者に照会したが、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことを確認できる供述は得られない。

また、当該事業所が保管する社会保険被保険者台帳によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和59年6月1日と記載されており、社会保険事務所の記録により確認できる当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致する。

その上、申立期間②における雇用保険の被保険者記録は無い上、給与から保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、C社が保管する人事記録によると、申立人の入社日は昭和58年5月2日、退職日は同年9月27日と記録されており、申立期間③に申立人が同社に勤務していたことは確認できない上、当該事業所は、「当社のE業務担当職員は、成績に応じて採用から4か月、5か月及び6か月の経過後に厚生年金保険に加入させていたため、入社と同時に加入させていない。」と回答しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、入社から約4か月の経過後の58年9月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月28日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「入社時に、申立人と一緒に研修を受けたと思うが、申立人は短期間で辞めたと思う。入社後3か月ぐらい試用期間があり、昭和58年9月から正社員になったと同時に厚生年金保険に加

入したと記憶している。」と述べているところ、社会保険事務所の記録により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和58年9月1日であることが確認できるが、申立期間③における同保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる6人に照会し、回答があった4人全員が、「申立人の名前は聞いたことが無く、勤務していたかどうか分からない。」と述べており、このうち、後に支部長になったとする者は、「当時勤務していた同僚数人にも聞いたが、申立人の名前に記憶が無いとのことであった。」と述べている。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間③における記録は無い上、給与から保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、D社が保管する人事記録によると、申立人の委任契約締結日（採用日）は昭和62年10月4日、登録抹消日は同年12月31日と記録されており、当該事業所は、「申立期間④の一部については、申立人はE業務担当職員として同社に在籍していたことが確認できるが、当時は、採用4か月目から社会保険に加入させていたため、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分は、昭和62年7月ごろから当該事業所に勤務していたが、申立人は自分より少し後から勤務していた。入社後3か月間の試用期間があり、その間は正社員ではないので厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、昭和62年10月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間④において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる6人に照会し、回答があった2人は共に、「申立人が勤務していたかどうか分からない。」と述べており、申立人の申立てを確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立期間④における雇用保険の被保険者記録は無い上、給与から保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1536

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 21 日から 44 年 3 月 1 日まで  
昭和 40 年 9 月 20 日から 44 年 2 月末まで A 社に B 職として勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、42 年 4 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。  
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は、社会保険事務所の記録によると、平成 12 年 5 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、役員をしていた 3 人に照会したが、「申立人のことは記憶しているが、いつまで勤務していたかについては分からない。」と回答している。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人の退職日までは特定できないが、申立人の勤務期間は 2 年ぐらいであったと記憶している。」と回答しており、社会保険事務所の記録から申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している二人は「申立人の名前に記憶が無い。」と述べていることから、申立人の申立期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、役員の一人は、「工場の従業員は継続して厚生年金保険に加入していたが、B 職は歩合給のため給料が変動することから、途中から厚生年金保険に加入しなくなった。」と述べており、同僚の一人も「自分も B 職の時は、途中から厚生年金保険に加入しなくなり、昭和 42 年ごろに工場勤務になってから再加入している。」と述べており、当該同僚の社会保険事務所の記録によると、昭和 41 年 12 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、42

年5月1日に再取得していることが確認できる。

加えて、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日は昭和42年4月21日となっており、訂正等の不自然な箇所は見られない。

その上、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 5 月ごろまで

昭和 30 年 2 月から 34 年 5 月ごろまで、A社B工場に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとなっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場は、社会保険事務所の記録によると、平成 4 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の本社に照会したが、「申立期間当時のB工場に関する資料は保管されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と回答しており、申立人が一緒に勤務していたという工場長も既に死亡していることから、申立期間当時の状況を聴取できない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所の被保険者であったことが確認できる 10 人に照会したところ、6 人から回答があったが、このうち一人が、「申立人の勤務期間は記憶していないが、自分が昭和 33 年 12 月 6 日に退職する時には、まだ申立人は勤務していたような気がする。」と述べているが、申立人が、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の 10 人のうち、他の一人は、申立人の退職日までは記憶しておらず、残りの 4 人（このうち 3 人は、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。）は、申立人の名前に記憶が無いと述べている。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 31 年 4 月 20 日に健康保険被保険者証が返納された旨が記載されているほか、申立期間に申立

人の標準報酬月額が改定された記録も無いことが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。